平成２５年（フ）第１５３号
広島県呉市川尻町東１丁目13番25―104号
債務者　式根　浩司
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１１号
広島県呉市阿賀中央９丁目７番４号、住民票上の住所広島県呉市広大新開１丁目６番１―1203号
債務者　小橋　由希（旧姓高岡）
1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２７８号
徳島市金沢１丁目５番21―301号、旧住所徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚133番地
債務者　天野　久子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１号
高知県四万十市中村山手通45　松本病院内、住民票上の住所高知県宿毛市二ノ宮2033番地
債務者　北代　盛起
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第４６８７号
大阪市生野区巽西３丁目19番22号
債務者　那須　優子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０３９号
大阪府寝屋川市池田北町24番１―802号
債務者　岩渕　匡男
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０４７号
大阪府守口市外島町２番３―811号
債務者　伊藤　幸江
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０７０号
大阪市淀川区加島１丁目57番４―507号
債務者　細見博美智
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０８５号
大阪府高槻市安満西の町15番７号
債務者　滝野　正幸
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０８７号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番５―303号
債務者　辻　貴美子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２７号
大阪市福島区野田５丁目３番17号
債務者　溝渕　博之
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３３号
大阪市西成区千本中２丁目９番５―203号
債務者　安藤　頼隆
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６号
大阪府箕面市小野原東５丁目８番44号
債務者　稲富　美香（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５０号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号白雲寮
債務者　菅野　剛弘
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６７号
大阪市此花区伝法５丁目１番59―501号
債務者　山本　要子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６９号
大阪府門真市向島町12番７号　エクセル大日207号
債務者　市場　雅夫
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７４号
大阪府豊中市曽根西町３丁目１番16―203号、前住所神戸市兵庫区中道通４丁目１番25号大黒荘２Ｆ８号
債務者　遠藤　利幸
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７６号
大阪市旭区中宮２丁目15番８号　マンション圭401号
債務者　立切　洋文
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部